

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：17201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520868

研究課題名(和文) 宮内省図書寮 / 李王職の朝鮮王公家関係史料調査・収集と「実録編修」

研究課題名(英文) The Reseach and Collection of Korean King's Documents

研究代表者

永島 広紀 (Nagashima, Hiroki)

佐賀大学・文化教育学部・准教授

研究者番号：50315181

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：2011年に日本政府から韓国政府に「引き渡」された韓国古典籍は、長く宮内庁書陵部にて保管されていたものであった。しかし、宮内庁がそれらを所蔵するに至った経緯は日韓両国政府から両国民に対して説明は今に至るまでなされたことはない。

本課題の遂行者たる永島は、そうした経緯を宮内公文書館にて公開された公文書にて確認するとともに、同書陵部における蔵書の構築過程を史料的に跡付けるとともに、韓国学中央研究院に保管される旧李王職の史料を利用することで、その全体像の解明を進めた。

研究成果の概要(英文)：In 2011, the Japanese government transferred the Korean rare books to Korean government that was kept for a long time in the Library of the Imperial Household Agency. However, both governments did not explain the reason why the Imperial Household Agency possesses the Korean rare books. I verified the circumstances by checking the newly opened Official documents of Archives of the Imperial Household Agency and Old Yi dynasty's documents kept by the Academy of Korean Studies.

研究分野：史学

科研費の分科・細目：東洋史、東アジア史

キーワード：李太王実録 李王職 宮内省図書寮 朝鮮総督府

1. 研究開始当初の背景

従来、韓国・朝鮮近現代史の研究においては、李氏朝鮮王朝／大韓帝国におけるその王族／皇族に関しては、国権を「篡奪」された側の代表者としての研究や言及は数多くなされてきた。しかし、1910年8月以降から1945年8月に至る時期の旧王公族の動静に関する実証研究はほとんど行われていない。わずかに李垠・方子夫妻など関係者に関する評伝類が数種存在するに過ぎない。

この理由には1945年以後の南北分断化にともなう政治状況があることは言うまでもないが、それとともに実証に資すべき基本史料が、とりわけ韓国では主なき状態で半ば放置されてきた側面も否定できない。まさにさまざまな意味において朝鮮半島では旧大韓帝国のロイヤルファミリーに関する研究は半ばタブーであったと言える（北朝鮮に関してはひとまず保留する）。

しかし、最近に至ってこうした状況を大きく変化させるいくつかの要因が生じている。まず、韓国において韓国併合時に存命であり、また日本の対韓政策に批判的であったことで知られる高宗（李太王）に対する再評価が急速に進んでいることに伴い、旧大韓帝国期の帝室制度に関する関心が深まっている（李泰鎮氏らの研究）。

またこれとはまた別個に日本において皇室・皇族研究が、旧来のいわゆる「天皇制」研究とは大いに一線を画して、華族・貴族院・枢密院などに関する実証研究と歩調を合わせつつ多面的な考察がなされるようになっており、ひいては戦前期の皇室制度を考察する上で忘れられがちな「李王家」、ないしは「朝鮮貴族」に関する関心も高まってきている（小田部雄次氏の研究など）。

さらにこれに言わば拍車をかけているのが、かつて朝鮮半島から「持ち出された」とされる文化財の返還問題である。特にその中心には「儀軌」の問題が横たわっている。「朝鮮王室儀軌」とも呼称される当該の文献群は、李氏朝鮮王朝時代から大韓帝国期を経て、一部は日本統治期にも作成された一種の「典礼マニュアル」である。この「儀軌」は王・王妃（帝政期は皇帝・皇后）をはじめとする王家一般にかかわる、ありとあらゆる儀典が執行される際に作成されつづけた王朝時代の有職故実を研究する際には欠かすことができない史料である。また色彩豊かに儀式の様子が細かく図像化されており、美術史的な価値もさることながら、実際に韓国では文化財・歴史的建築の復元作業にも利用されている。

ある時期、これら儀軌の一部が日本の宮内

庁書陵部に伝存していることが知られはじめ、やがて韓国ではこの返還要求運動に発展していった。そして、これに半ば呼応する形で併合から100年目にあたる本年（2010年）の夏、現政権によって「儀軌等の文化財」を韓国に返還する旨の決定がなされたのは記憶に新しい。

しかし、日韓両国政府、ならびに両国の学界は、なぜそうした「儀軌」が日本の、しかも宮内庁にいかなるルートで搬入されたかを完全に詳らかにしえないままである。今夏の決定に際しても、こうした歴史的経緯は半ば等閑に付されている状態であった。「返還すべき／すべきでない」の立場如何を問わず、その史料にかかわる基本的な性格に関する史料学・書誌学的な把握なり検討がなされないままに政争の具とされることを、申請者は大いに遺憾とする。

ともあれ、申請者はこれまでも個人的に朝鮮近代史・日韓関係史に関する史料調査の一環として宮内庁書陵部において儀軌の閲覧を数次にわたって実施しており、その書誌的な概要についてデータ化を進めるとともに、儀軌以外にも所蔵される関係史料についても調査を進めてきた。

2. 研究の目的

目下の両国政府、学界、マスコミ等においてはなぜ儀軌が朝鮮内から東京に移されたのかについて、さまざまな憶測を呼んでいるが、「1922年に朝鮮総督府から移管」されたという断片的な情報のみが、今でも半ば一人歩きしている状態である。

報告者にとっても、まずはこうした「移管」の経緯を明らかにすることから本研究を始める必要がある。なお、すでに予備的な史料調査により、日本国内および韓国内に残される朝鮮総督府関係文書の中から申請者はほぼ移管の経緯と日時をある程度まで特定しうる文書を検出しおえている。よって、まずはこれを実際に宮内庁書陵部に所蔵される諸資料と対照することにより事実関係を時系列で確定していくことになる。

また、次なる作業はソウル大学校・奎章閣韓国学研究院と韓国学中央研究院・蔵書閣にそれぞれ所蔵される他バージョンの儀軌類との比較対照作業である。ちなみに朝鮮王朝が作成する歴史書は、宮城の他に「史庫」なる地方在の文書庫に分散して保管されており、ソウル大・韓国学中央研究院・宮内庁書陵部の各儀軌は、それぞれ別の史庫に所蔵されていたものであることが判明しつつある。なお、すでに韓国では韓永愚・ソウル大教授によって同趣旨の研究が実施されており（『朝鮮王朝儀軌』一志社、2005年他）、申請者もその学術的恩恵を蒙っているが、しかし

韓教授の研究は宮内庁書陵部本を用いた同定作業を現物で行っていないという欠点がある。

さらに、こうした儀軌は具体的にどのような用途を期待されたかについても明らかにする必要がある。申請者は、これまでの宮内庁書陵部での事前調査、ならびに日本国内外における李王家に関する史料収集を通じて、最終的には天皇・皇族に準じた形での李王家族「実録」編修に際しての基礎資料群を形成していたとの結論的見通しを持っている。よって本研究の中心は、これを史料に即して立証し、その歴史的な意味を考察することにある。

3. 研究の方法

本研究の学術的な特徴と独創的と思われる点を列記すれば以下の通りである。

1) 王朝時代から帝政期を経て、なお日本統治期にわたるまで作成された「儀軌」という歴史資料の保存形態を、まずは書誌情報の面から把握することにより、以後の関連研究に基礎的なデータを提供することが出来る。

2) 韓国併合後における李王家・李王職に関する制度的な史実の確定作業が進展する。

3) 李王家族に関する宮内庁・李王職の史料収集に付随する形で進められたと推測される朝鮮近代史資料の収集過程を明らかにすることにより、史料の整理収集と編纂といった側面からも朝鮮近代史を照明できる。

4) 朝鮮総督府、および李王職において実際に史料収集と整理を行っていた組織構成を解明することにより、事務系官僚とはまた別種の人事に関する慣行を史的に復元でき、そうした人材がいかなる政策意図の下に史料編纂の業務を遂行したかについて明らかにできる。

5) 戦後の日韓国交正常化交渉に際して争点の一つとなった「文化財(返還)問題」に関しても、あるいは目下、日韓の両国政府間で進められている返還交渉を今後検証していく際の基礎的な事実関係を提示することが可能である。

4. 研究成果

国内においては宮内庁書陵部、国立公文書館、佐賀県立名護屋城博物館等、国外においては、韓国・国立中央博物館、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院・同中央図書館等、米国・トルーマンライブラリー等にて史料収集を行い、所期の成果を得た。2) 研究成果の一部は『朝鮮王朝「儀軌」百年の流転』(N

HK出版、2011年10月、総248頁)中、『朝鮮王朝儀軌』とは果たして何か?』(117~146頁)・「宮内庁書陵部所蔵『儀軌』リスト」(212~232頁)・「有賀啓太郎と朝鮮総督府『参事官室』の図書整理」(234~238頁)として公刊された。3) 宮内庁書陵部(宮内省図書寮)の図書収集とも密接な関係を有する初代朝鮮総督・寺内正毅の関係資料(山口県立大学所蔵)に関しても調査と整理が大きく進捗した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

永島広紀「旧宮内省図書寮の朝鮮本蒐集と日韓の文化財問題」『年報 朝鮮学』査読有、16号、2013年12月、77~108頁

[学会発表](計 3件)

1) 永島広紀「일본 궁내청 소장 이왕가 관련

문서의 현황과 일본 학계의 이왕직 연구(日本宮内庁所蔵の李王家関連文書の現況と日本の学会における李王職研究)」蔵書閣学術大会(「日帝強占期朝鮮王室文書の基礎研究」平成25年12月29日、韓国学中央学中央研究院・蔵書閣

2) 永島広紀「二つの『高宗実録』— 李朝実録編纂と宮内省・李王職の相剋 —」東アジア近代史学会第18回研究大会、平成25年06月15日、中央大学多摩キャンパス

3) 永島広紀「旧宮内省図書寮の朝鮮本収集と日韓の文化財問題」平成24年度九州史学会、平成24年12月09日、九州大学箱崎文系キャンパス

[図書](計 1件)

1) 永島広紀「寺内正毅と朝鮮総督府の古蹟・史料調査」伊藤幸司編『寺内正毅ゆかりの図書館 桜圃寺内文庫の研究』勉誠出版、67~96頁、2013年

[産業財産権]

○出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

永島 広紀 (NAGASHIMA HIROKI)
佐賀大学文化教育学部・准教授

研究者番号：50315181

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：